

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018 年度秋入学

社会人特別選抜入学試験（5 月選抜・5 月 13 日分）

試験科目：民事訴訟法

1. 出題趣旨

第 1 問は、被告が請求原因事実を争わないことによる効果＝裁判上の自白、被告が主張した相殺の抗弁を裁判所がとりあげたときに生じる問題についての理解を問う問題である。

Y が X の主張する請求原因事実を争わないので自白が成立しており、請求債権は 500 万円の存在が認められる。Y が 600 万円の反対債権を主張し、対当額で相殺するとの意思表示をしており、裁判所も相殺適状を認めたとうえで、300 万円の存在を認定している。この場合、裁判所としては、請求債権 500 万円のうち 300 万円の部分が相殺によって消滅することになるので、裁判所としては、「Y は X に対して金 200 万円を支払え。その余の請求を棄却する。」との判決を言い渡すことになる。

民事訴訟法 114 条 1 項により判決主文で示された訴訟物に関する判断に既判力が生じることになる。本件では、請求債権のうち 200 万円の存在と（反対債権との相殺によって消滅したので）300 万円の不存在という判断に既判力が生じる。

また、理由中の判断であるが、相殺の抗弁がとりあげられたときには、（総裁による消滅または最初から不存在という理由で）反対債権の不存在について既判力が生じることになる。余裕があれば、なぜ相殺の抗弁についての判断に既判力を発生させる必要があるのか、説明することを期待している。

本件では、（Y の主張によれば）600 万円存在するとされた反対債権のうち請求債権 500 万円に対抗した部分に限って既判力が生じるので、反対債権 500 万円の不存在という判断（200 万円の部分はもともと不存在、300 万円の部分は相殺で消滅。）に既判力が生じることになる。なお、反対債権の残りの 100 万円の部分は既判力の対象にならない（反対説あり）。

第 2 問は、民事訴訟法 220 条以下の定める文書提出命令について、その制度趣旨、対象となる文書、220 条 4 号の定める一般文書の提出義務とその除外事由について簡単に触れることを期待した問題である。

2. 採点実感

請求債権と対抗した対当額の範囲内で既判力が生じるという 114 条 2 項の理解が十分ではなかった。

文書提出命令に従わなかった場合に生じる効果を十分には理解していなかった。

3. 学習方法

基本書を十分に読み込んだうえで，判例百選に掲載されている基本判例については，判断の基礎となっている事実関係の理解も含めて把握するようにしてほしい。